

様式第2号（第5条関係）

誓約書

平田村定住促進住宅取得補助金交付要綱第3条各号に規定するすべての要件に該当し、平田村の村民として、永住の意志をもって居住することを誓約します。

なお、同要綱第8条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、同条第3項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

申請者 住 所 平田村大字 字

氏 名 ⑩

【説明】 平田村定住促進住宅取得補助金交付要綱より抜粋

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に新築住宅又は中古住宅を取得した者で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象者又はその配偶者の年齢が、申請日において45歳未満であること。（45歳に達する日以後において最初の3月31日までの間にあるものを含む。）
- (2) 新たに取得した住宅の所有者であること。
- (3) 補助対象者及び同居する世帯員が、対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (4) 補助対象者及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと。なお、市町村税等とは、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、その他市町村が賦課する分担金及び負担金とする。
- (5) 補助金交付後、5年以上継続して対象住宅に定住すること。
- (6) 世帯に2人以上の補助対象者がある場合は、補助金の交付を申請することができる者は、そのうち1人とする。
- (7) 同一区画の対象住宅の取得につき1回を限度とする。
- (8) 世帯に平田村暴力団排除条例（平成23年平田村条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなないものとする。

- (1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴う対象住宅の取得の場合
- (2) 過去にこの要綱により定住補助金の交付を受けた者

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第8条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 対象住宅に入居した日から5年以内において、居住の本拠を他の市区町村等に移すことになったとき、又は当該対象住宅を他人に譲渡したとき。
- (2) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を取り消すべき事由があったと認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。